

意見検討結果一覧表

（案名：第11次岩手県職業能力開発計画（中間案））

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	40ページの「求職者支援制度」について、「推進」とせず、「必ず岩手県として制度化し、岩手県下全市町村において常時実行する」と明記すべきと考える。ただの「推進」では、スローガン、かけ声だけで、何もしないのと同じである。財源を明記した上で、必ず実行する旨を明記すべきである。	0	<p>求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が、生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する厚生労働省の制度です。</p> <p>ハローワーク（公共職業安定所）が求職活動をサポートし、令和2年度は、全国で2万人以上の方が訓練を受講しております。</p> <p>引き続き、本制度の活用について促進していくものです。</p>	D(参考)
2	私見の限り、本中間案に「給付つき職業訓練」についての記載が無いようにみうけられるので、この点についてはぜひ実施するように明記してほしい。	0	<p>離職者等再就職訓練（41ページ）において、雇用保険の受給者は、訓練期間中、基本手当、受講手当及び通所手当の受給が可能であり、雇用保険受給者以外の場合でも、訓練手当の受給ができるものです。</p> <p>また、再就職や転職を目指す求職者の方も、求職者支援制度（40ページ）に基づいた生活支援の給付金を受給することができます。</p> <p>引き続き、本制度について実施していくものです。</p>	D(参考)

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。